

## 5. 土地税制

土地の譲渡所得課税の特例について適用期限が次のように延長されました。

イ 個人の長期譲渡所得課税の特例の税率軽減措置(一律20%(地方税含め26%))の適用期限を3年延長する。

ロ 優良住宅地の造成等のための譲渡の場合の長期譲渡所得の課税の特例(4,000万円以下15%(地方税含め20%)、4,000万円超20%(地方税含め26%))の適用期限を平成15年12月31日まで延長する。

ハ 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用期限を3年延長する。

ニ 法人の土地譲渡益追加課税制度(一般又は短期所有の場合にそれぞれ5%、10%追加課税)の適用措置の期限を平成15年12月31日まで延長する。

## 企業組織再編成

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、分割・合併・現物出資等の企業組織再編成に係る税制が整備されました。

## 1. 法人における課税の取扱い

法人が、分割、合併、現物出資又は事後設立(以下「組織再編成」という。)によりその有する資産等を他に移転した場合において、当該組織再編成が適格組織再編成(適格分割、適格合併、適格現物出資又は適格事後設立)に該当する場合には、次のとおり譲渡損益の計上を繰り延べる。

(1) 適格分割型分割又は適格合併による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の引き継ぎとし、譲渡損益の発生はないものとする。

(2) 適格分社型分割又は適格現物出資による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の譲渡とし、譲渡損益の計上を繰り延べる。

なお、この改正に伴い、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度は廃止されました。

(3) 適格事後設立による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損相当額の子会社株式の帳簿価額の修正損又は修正益を計上するものとする。

この場合、子会社は、購入した資産等の帳簿価額を親会社の帳簿価額と同額に修正する。

## 2. 株主における課税の取扱い

分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株(分割法人又は被合併法人の株式)の譲渡損益の計上を繰り延べる。

## その他

不動産売買契約書や建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置を平成15年3月31日まで延長する。

契約金額	本則税率	軽減後税率
1千万円を超え5千万円以下のもの	2万円	1万5千円
5千万円を超え1億円以下のもの	6万円	4万5千円
1億円を超え5億円以下のもの	10万円	8万円
5億円を超え10億円以下のもの	20万円	18万円
10億円を超え50億円以下のもの	40万円	36万円

## 国税専門官採用試験のお知らせ

受験資格 昭和49年4月2日～昭和55年4月1日生まれの者  
 試験の程度 大学卒業程度  
 申込期間 (郵送)4月3日(火)～5月10日(木)(5月10日の消印有効)  
 (持参)5月1日(火)～5月10日(木)(東京国税局人事第二課試験係まで)  
 試験日 第1次試験 6月17日(日)  
 第2次試験 8月9日(木)又は10日(金)のうち、指定する1日  
 採用予定人員 約450人(全国)  
 問い合わせ先 緑税務署 総務課 TEL 045-972-7771